

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）」を「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。